

第2回会合に関する委員の意見と JPNIC の考え方

委員名	委員の意見	JPNIC の考え方(★印で表示)
桑子委員	<p>○第2回検討委員会 資料3-1 ・第13条1項のみの範囲を見直し、広げたことは妥当であり、資料の内容も納得できるものとする。 ・6つの論点整理事項に関して、JPNICの考え方を示した点は、委員にとって理解が深まったものと評価する。</p> <p>○第2回検討委員会 資料3-2 ・「理事会付議予定の資料」との記載であるが、ある意味で検討委員会における議論の前提でもあり、付議結果が出た時点で速やかに連絡いただきたい。</p> <p>○今後の評価基準については、例えば ①JPDメイン名サービスの安定性・継続性 DNSが安定的に運用されること 情報セキュリティのマネジメントシステムが適切に整備されている ②インターネットコミュニティの発展への寄与 インターネットに関する国際的議論についての情報共有体制が整備されている を検討すること考えるが、(当初の予定としては)日程的には第3回にて第三者委人選基準案を含めて検討する必要がある。したがって、次回の12月6日の会合までに、メーリングリスト等を活用して評価基準の案を作成することが必須と考える。</p> <p>○第4回検討委員会の日程については、年末・年始にかかることから、早めの調整が必要と考える。</p>	<p>○「資料3-1」 ★委員長の認識を踏まえて、論点整理の考え方によって検討を進めることとする。</p> <p>○「資料3-2」 ★第三者評価委員会の設置については、理事会決議後に速やかに委員に連絡することとする。</p> <p>○「今後の評価基準検討」 ★委員への個別説明やメーリングリスト等を利用して、出来る限り事前に議論を進める。</p> <p>○「検討委員会日程調整」 ★第4回の日程調整は早めに行うこととする。</p>
藏本委員	<p>【分量が多いため、サマリを表記】</p> <p>1 第2回会合全体について (総務省出席の位置づけと公共性の担保について、官の公共インフラ政策への関与を適切とする考え方の存在をしめしながら、民による公共性の担保という新しい価値観に挑戦する方向性を支持。)</p> <p>2 「論点整理」について (1)「移管契約第13条1項の解釈」について 「ほぼ同意見」 (2)「移管契約第13条及び第14条による公共性担保の解釈」について 「ほぼ同意見」 (3)「評価基準の在り方」について 「ほぼ同意見」 (4)「評価基準の検討範囲として示した①、②の位置づけ」について 「ほぼ同意見」 (5)「財務報告に関する検討」について 「ほぼ同意見」 (会社法における計算書類の作成・保存・公開の取り扱いに関するご意見と、検討課題のご示唆。)</p> <p>3 JPRSの資料と説明について (ここでの寄与の概念には、企業基盤そのものも含むように見えるというご意見。)</p>	<p>1 第2回会合全体について ★JPNICとしては民間主導の考え方を堅持していく方針であり、同様な方向を支持する藏本委員の意見を踏まえた対応を行っていく。</p> <p>2 「論点整理」について (1)「移管契約第13条1項の解釈」について ★専門的見地からの意見が JPNIC の考え方と同様であり、この方向で検討を進める。 (2)「移管契約第13条及び第14条による公共性担保の解釈」について ★専門的見地からの意見が JPNIC の考え方と同様であり、この方向で検討を進める。 (3)「評価基準の在り方」について ★専門的見地からの意見が JPNIC の考え方と同様であり、この方向で検討を進める。 (4)「評価基準の検討範囲として示した①、②の位置づけ」について ★専門的見地からの意見が JPNIC の考え方と同様であり、この方向で検討を進める。 (5)「財務報告に関する検討」について ★専門的見地からの意見が JPNIC の考え方と同様であり、この方向で検討を進める。具体的には、会社法で作成・保存を定められている計算書類(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表)を報告の内容とすることで議論を詰める。 ★「報告後のさらなる資料の提出や閲覧」については、そもそも、私企業の経営や事業についてどこまで内容を把握するべきかについて慎重に考えるべきである。</p> <p>3 JPRS の資料と説明について ★「寄与」という言葉の定義や意味をどう捉えるかと思われが、委員の意見も参考にさせて頂く。 ★今後の検討において、JPRS の話を聴くことが必要になれば、出席を招請することとする。</p>

第2回会合に関する委員の意見と JPNIC の考え方

手塚委員	意見なしと回答あり	
森委員	意見についての回答なし	
歌代委員	<p>評価委員の人選について検討委員会で候補を提出し、その中から理事会が選ぶということになっていると思います。この際に、おそらく検討委員会ではいくつかの分野を選び、それぞれについて数名の候補を挙げるようになるのではないのでしょうか。たとえば、5分野からそれぞれ3名で15名を選び、その中から5名の委員を選ぶというように感じます。その時に、理事会でたとえば2分野から5名を選ぶようなことがあると、検討委員会の意図が正しく反映しないことになってしまいます。もちろんそんなことは起こらないと思いますが、現在の仕組み上はそういった恣意的な偏った人選を防ぐことができないなあ、というのが少しだけ気になる点です。</p>	★第三者評価委員会の候補者推薦における留意点として、参考とする。
山田委員	<p>第13条検討委員会と第三者委員会は基本的に独立になると思われるので、今後、第13条検討委員会が評価基準を検討していく際に、「第13条検討委員会が提案し、理事会が承認した評価基準」の意図が第三者委員会に正しく伝わるように(各項目毎に)評価の観点や評価方法のガイドラインも一緒に示す方が良いのではないかと。</p>	★第13条検討委員会の答申に関わる留意点として、参考とする。